

インボイス登録申請相談会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されますが、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるためには、登録申請手続が必要です。

1 登録申請相談会の主な内容

登録申請を予定している事業者の方向けに、

- ① インボイス制度の概要の説明
- ② 登録申請方法の説明（スマートフォンからe-Taxソフト（SP版）を利用する場合の操作方法）
- ③ 登録申請のサポート（登録申請を希望される方）を行います。

- スマートフォンとマイナンバーカードを持参^(注)してください（お持ちでない方でも御参加頂けます）。
- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

(注) 1 マイナンバーカード取得時に設定されたパスワードも御用意ください。
2 e-Taxを利用されたことがある方は、利用者識別番号も御用意ください。

2 登録申請相談会の日程

日 時	開 催 場 所	定 員	連 絡 先
令和5年4月25日（火） 10時00分～11時00分	浦安商工会議所 浦安市猫実 1-19-36	各日 20名	浦安商工会議所 ☎047-351-3000 又は 市川税務署 法人課税第一部門 ☎047-335-4101（代表） （内線414）
令和5年5月12日（金） 10時00分～11時00分			

- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

【国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト】

インボイス制度の情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています。

下のコードからサイトへ

